6 農 政 第 490-15 号 令 和 6 年 8 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名		長野市
(市町村コード)		(202011)
地域名		15 篠ノ井共和地区(篠ノ井小松原、岡田地区)
(地域内農業集落名)		()
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年3月6日(水)
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- |・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
- |・基盤整備等が進んでいないため集約・集積化が困難な農地が多くある。
- ・農道や用排水路、かん水施設等の整備が遅れている農地が多く、営農に支障をきたしている。
- |・農地周辺の荒廃化や山林化が進んでおり、野生鳥獣による農作物への被害が拡大している。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・古くからりんごの産地であり、今後もりんごを主要作物とし、朝晩の寒暖差が大きい等よい気候条件を活かした味の良いりんご栽培を守っていく。

- ・りんごを主要作物としつつ、今後は、地球温暖化の影響もあり、10~20年後を見据えた品種や栽培方法を検討していく必要がある。(暑さに強い品種の導入等)
- ・りんごを改植する場合は、普通栽培からわい化栽培(高密植栽培)に変更し、高収益化を図る。
- ・新規作物であるぶどうやユーカリ等を導入し、高収益化や省力化を図る。
- ・放置された水田を開墾し、麦等を作り、耕作放棄地の解消を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	180 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha		

注:区域内の農用地等面積について、話合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|(1)農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心として実情に応じて担い手を選出 するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3)基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上と機械化による農地の集積・集約化を促進するため、狭小で傾斜な農地や農道、用排水路及びかん水施設の整備など農地の条件整備に関する取組について検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手(新規就農者)の育成と確保に向けた活動(農業体験事業の実施など)に関する取組方針 共和園協青りんごクラブ、JAグリーン長野青壮年部共和支部が中心となり、都市部の若者を主とした農業体験 (花摘から収穫までの農作業全般)を実施することで、農業の魅力を発信し、新たな農業者の育成を図るなど、地 域農業の担い手の育成と確保につながる活動について検討する。

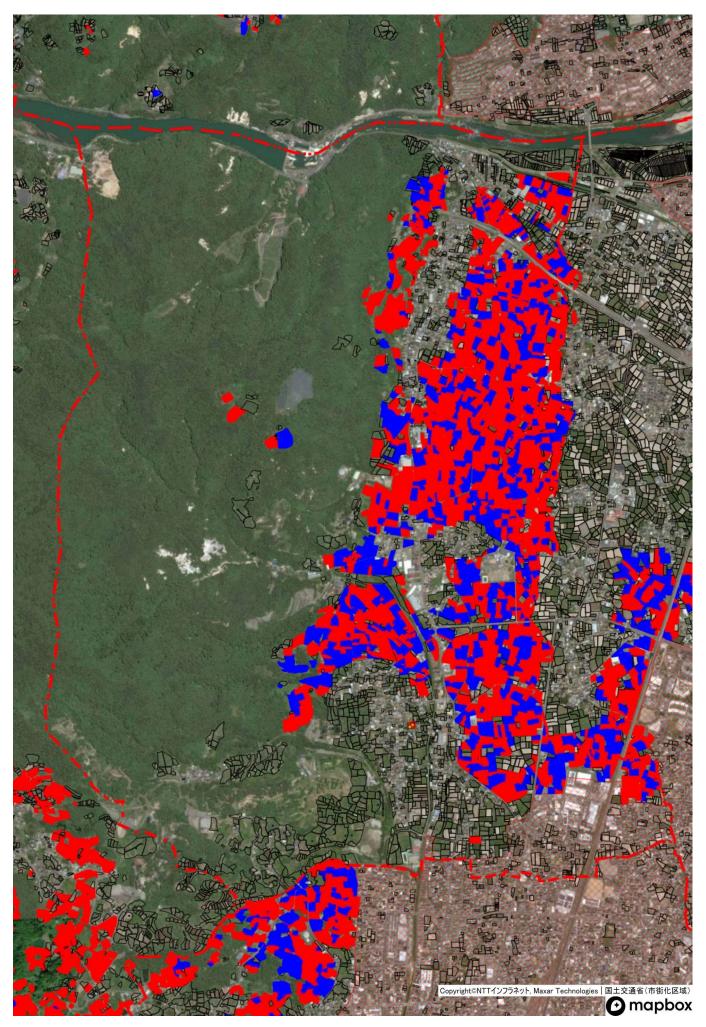
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

共和園協では依頼された剪定及び摘果作業を受託している。

・共和機械共同利用部会では、依頼された田植、稲刈、稲の乾燥等の作業を受託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

	①鳥獣被害防止対策		②有機・	・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化·輸出等		5果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全	•管理等		8農業用施設		9耕畜連携等	V	⑩その他
【選択した上記の取組方針】										
○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑩ 地域の農地利用の一端を担っていける組織として、定年退職者等を中心とした集落営農組織の設立について検討する。										
○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…① 農地周辺の草刈り等の環境整備の実施や団地全体を囲む侵入防止柵の設置及び野生鳥獣を誘因するような放置農作物の撤去等、地域を挙げて実効性のある被害防止対策の実施について検討する。										
○地域計画の推進に関する取組方針…⑩ JA、共和園協、長野市、長野市農業公社等の関係機関と連携し、地域計画の方針の実施を推進する。										



青:現耕作者が耕作 赤:今後検討等(令和元~2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成)

※ 話合い当初の区域から、計画区域を変更しております。(作成時点:令和6年8月)